

令和8年度島田市観光振興活動支援事業費補助金の概要

1 趣旨

島田市の観光振興や知名度の向上に寄与する活動を行う団体を支援するため、当該団体に対して、予算の範囲内において費用の一部を補助することにより、本市の魅力の発信につなげ、観光の振興を図る。

2 対象者

- ・ 営利を目的としない団体
- ・ 本市の観光宣伝に寄与するもの(舞踊、楽曲等無形のものを含む。)を開発し、又は創造する事業を行う団体
- ・ 本市固有の伝統芸能を継承し、その伝統芸能を披露することにより観光宣伝活動を行う団体
- ・ 前項に掲げるもののほか、本市の観光振興や知名度の向上に寄与する活動を行う団体として理事長が認める団体
- ・ 市税をすべて納付していること

3 補助対象事業・経費・補助率等

補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額(率)は、別表のとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額(率) |
|-----------------|--|--|
| 1. 観光振興・知名度向上事業 | (1) 本市の観光宣伝に寄与するものの開発、創造に要する経費 (2) 本市の観光振興や知名度の向上のために必要な情報発信に要する経費 | 当該事業に要する経費(他の団体等からの補助を受けた場合は、当該補助を受けた額を控除した額)の <u>2分の1以内(最大30万円)</u> |
| 2. 伝統芸能道具等維持事業 | 観光行事等において、伝統芸能を披露するための道具及び装束類の購入及び修繕に要する経費(個人の所有に帰属するものの購入費及び修繕費は除く。) | |
| 3. 観光誘客イベント開催事業 | 申請者が主体となって地域の多様な関係者と連携し、創意と工夫に富み、島田市への誘客及び観光消費が期待できるイベントの開催に要する経費(ただし、土産、飲食、娯楽又は接待に関するものは、補助の対象としない。また、1個あたりの取得価格が4万円を越える物品は、補助の対象としない。) | |

※ 宣伝に関する事業においては、展示会の開催及び出展は対象外とする。

※ 本補助金以外の補助金等の交付を国、県、市等から受けている場合は対象外とする。

4 事業期間

・事業期間は、令和8年度内までとする。

注) 交付決定前に執行した経費は、補助対象外

5 申請から交付決定までの流れ（令和8年度）

- | | |
|--------------|---------|
| ① 事前相談 | ⑥ 事業開始 |
| ② 申請書類提出 | ⑦ 実績報告 |
| ③ ヒアリング・書類審査 | ⑧ 交付確定 |
| ④ 審査委員会での審査 | ⑨ 請求書提出 |
| ⑤ 交付決定 | ⑩ 補助金交付 |

※審査委員会での審査を経て交付の可否を判断する都合、交付決定までお時間をいただきますので、スケジュールに余裕をもってご準備ください。

6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、下記の別表に掲げるものとする。

| 補助対象経費 | 内容 | 備考 |
|----------|---|-----------------------|
| 報償費 | 専門的知識を有する者の指導等を受けるための経費 | |
| 旅費 | 情報収集又は各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するための旅費（宿泊費、交通費等） | |
| 消耗品費 | 事務用品、図書等の購入に係る経費 | 土産、飲食、娯楽、接待に関するものは除く。 |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、パンフレット、写真等の印刷、コピー等に係る経費 | |
| 通信運搬費 | 郵便料、宅配便代等の経費 | 電話、FAX等の通信料は除く。 |
| 広告料 | 新聞、雑誌等での宣伝に係る経費 | |
| 手数料 | 商標登録、品質検査等に係る手数料 | |
| 委託料 | パッケージ、ラベル等のデザイン製作等、専門的な各種事務又は事業の委託に係る経費 | 第三者への再委託は除く。 |
| 使用料及び賃借料 | (1) 機械器具等の賃借に係る経費 (2) 会議室、会場等の使用料 | 不動産（土地、建物）に関する使用料は除く。 |
| 原材料費 | 主要原料、材料等の購入に係る経費 | |
| 備品購入費 | 試作品を製作するために必要な備品に係る経費 | 生産に使用する設備は除く。 |
| その他経費 | その他、理事長が特に必要と認める経費 | |

※ 事業実施期間内（申請年度内）に支出された経費を対象とする。

※ 賃借料の場合は申請年度分の額を対象とする。

※ 経常経費とみなされるものは対象としない。

※ 設備購入費、申請事業者の社員等の人件費及び旅費に関しては、対象外とする。

7 問い合わせ先

一般社団法人 島田市観光協会

〒428-0047 島田市金谷新町 14-8（かなや会館内）電話 0547-46-2844